

2021年1月7日

投資者の皆様へ

日興アセットマネジメント株式会社

緊急事態宣言が弊社の投資信託に与える影響について

平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて本日、日本政府は、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県に対して、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を決定し、翌8日に発効すると表明しました。

これを受け弊社は、出社が必要な最小限の例外を除き、社員の在宅勤務を全社に拡大・徹底いたします。しかし弊社は、以下の投資信託の運営に係る業務をこれまで通り遂行することが可能な体制を整備しています。

- 投資信託の運用
- 投資信託の基準価額の算出 等

また、投資信託の信託財産は、受託銀行でその他の財産とは分別管理されており、法制度上その保全が図られています。

弊社では、緊急事態宣言の発令前より、複数のBCPオフィスに各機能を分割・並立させた揺るぎない投資運用業務体制を確立・運営するとともに、全社員がリモートワーク可能な在宅勤務環境を整備しています。そして、すでに多数の社員が在宅勤務に移行して、情報セキュリティ等各種リスクにも対応した安定的な業務遂行を実現しています。

今後もこれまで同様、質の高い運用サービスの提供に努めてまいります。引き続き、弊社の投資信託をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

以上

■ 当資料は、日興アセットマネジメントが運用する投資信託についてお伝えすることを目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。